毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

訓　令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令　三二〇

○福島県教育委員会、福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令　三二〇

告　示

○土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件　三二〇

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件二件　三二一

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件　三二二

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件　三二二

○公金の収納の事務を委託した件　三二二

○道路の区域を変更する件　三二二

○道路の供用を開始する件　三二三

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件　三二三

福島県労働委員会

○地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件二件　三二四

○あっせん員候補者として委嘱した件　三二四

訓　令

出先機関

本庁機関

福島県訓令第十二号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年七月四日

福島県知事　内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の１の表人事総室の部職員業務課の項中２(9)を削る。

附　則

この訓令は、令和七年七月四日から施行する。

（行政経営課）

福島県訓令第十三号

福島県教育委員会、福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年七月四日

福島県知事　内堀雅雄

福島県教育委員会、福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会、福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成二十一年福島県訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号を削る。

附　則

この訓令は、令和七年七月四日から施行する。

（職員業務課）

告　示

福島県告示第四百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和七年七月四日

福島県知事　内堀雅雄

一　法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域

1　指定する区域
　田村市船引町船引字原田六十九番、七十一番一の各一部で次の図に示す区域
2　指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
　㈠　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
　　六価クロム化合物
　㈡　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
　　六価クロム化合物
3　指定する区域において講ずべき指示措置
　原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
二　法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域
1　指定する区域
　田村市船引町船引字原田六十九番、七十一番一の各一部で次の図に示す区域
2　指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
　㈠　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
　　鉛及びその化合物
　㈡　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
　　鉛及びその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
（水・大気環境課）

福島県告示第四百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年七月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　薬王堂白河桜岡店　福島県白河市大桜岡前百二十六番一ほか
二　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1　大規模小売店舗を設置する者
　名称　株式会社薬王堂
　代表者の氏名　代表取締役　西郷　孝一
　住所　岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
2　大規模小売店舗において小売業を行う者
　名称　株式会社薬王堂
　代表者の氏名　代表取締役　西郷　孝一
　住所　岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
三　大規模小売店舗の新設をする日
　令和八年二月二十一日
四　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
　千百九十平方メートル
五　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1　駐車場の位置及び収容台数
　㈠　位置　別紙図面のとおり
　㈡　収容台数　四十四台
2　駐輪場の位置及び収容台数
　㈠　位置　別紙図面のとおり
　㈡　収容台数　八台
3　荷さばき施設の位置及び面積
　㈠　位置　別紙図面のとおり
　㈡　面積　三十二平方メートル
4　廃棄物等の保管施設の位置及び容量
　㈠　位置　別紙図面のとおり
　㈡　容量　三・七立方メートル
六　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
　開店時刻　午前七時
　閉店時刻　翌午前零時
2　来客が駐車場を利用することができる時間帯
　午前六時三十分から翌午前零時三十分まで
3　駐車場の自動車の出入口の数及び位置
　㈠　数　一箇所
　㈡　位置　別紙図面のとおり
4　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
　午前六時から午後十時まで
七　届出年月日
　令和七年六月二十日
（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年七月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び中島村企画振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂福島中島店　福島県西白河郡中島村大字二子塚字山神山十三番一ほか

二　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1　大規模小売店舗を設置する者

名称　株式会社薬王堂

代表者の氏名　代表取締役　西郷　孝一

住所　岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号

2　大規模小売店舗において小売業を行う者

名称　株式会社薬王堂

代表者の氏名　代表取締役　西郷　孝一

住所　岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号

三　大規模小売店舗の新設をする日

令和八年二月二十一日

四　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百二十一平方メートル

五　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1　駐車場の位置及び収容台数

(一)　位置　別紙図面のとおり

(二)　収容台数　四十六台

2　駐輪場の位置及び収容台数

(一)　位置　別紙図面のとおり

(二)　収容台数　五台

3　荷さばき施設の位置及び面積

(一)　位置　別紙図面のとおり

(二)　面積　三十二平方メートル

4　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一)　位置　別紙図面のとおり

(二)　容量　三・八立方メートル

六　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻　午前七時

閉店時刻　翌午前零時

2　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一)　数　二箇所

(二)　位置　別紙図面のとおり

4　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七　届出年月日

令和七年六月二十日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年七月四日から同年八月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

知遊堂郡山店　福島県郡山市横塚二丁目二百八十六番二ほか十五筆

二　法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年七月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　所在の不分明な者の氏名

山田徳次　渡辺全一　渡邉良春　鈴木菊太郎　鈴木徳次郎　鈴木利吉　今野才重

小関トシ子　渡辺藤七　後藤克巳　宍戸トリヨ　服部節子　福井玲子　油井量太郎
山田栄三郎　山田仁左エ門

二　通知の内容の要旨

１　保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

２　当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和七年福島県告示第三百八十六号）によること。

３　当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百八十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和七年四月一日次のとおり委託した。

令和七年七月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　委託した事務の範囲及び内容
建設業許可及び経営事項審査の電子申請に係る手数料の収納の事務

二　受託者の名称及び所在地
１　名称　株式会社エフレジ
２　所在地　大阪府大阪市北区大深町四番二十号　グランフロント大阪タワーＡ

三　収納の事務を委託する期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

（技術管理課建設産業室）

福島県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

路線名	区間	変更前の	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
一般国道一一四号	双葉郡浪江町大字赤宇木字椚平一番七〇地先から同郡同町大字赤宇木字椚平八番地先まで	変更前	一三・五～三七・〇	一、〇二〇・〇
		変更後	一三・五～三七・〇	一、〇二〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一四号	双葉郡浪江町大字赤宇木字椚平一番七〇地先から同郡同町大字赤宇木字椚平一番一六〇地先まで	令和七年七月四日

（道路計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百十一条第一項又は第百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

令和七年七月四日

福島県選挙管理委員会
委員長　成　田　良　洋

施設の名称	施設の所在地	閉鎖年月日

一般財団法人大原記念財団清水病院	福島市南沢又字前田一六番地の三	令和七年四月三〇日

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（令和四年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

令和七年七月四日

福島県労働委員会
会長　槇　　裕　康

一　地方公営企業等の名称　福島県企業局
二　労働組合の名称　福島県職労企業局職員労働組合
三　労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
企業局 本局	局長、局次長、局主幹 課長、工業用水道経営課主幹（経営企画担当）、工業用水道経営課主幹（施設担当）、工業用水道経営課副課長のうち人事・労務関係の事務を担当する者、工業用水道経営課の主任主査のうち人事・労務関係の事務を担当する者
事業所	所長、次長（総務担当）

四　認定年月日　令和七年六月二十四日

（審査調整課）

福島県労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（令和六年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

令和七年七月四日

福島県労働委員会
会長　槇　　裕　康

一　地方公営企業等の名称　いわき市医療センター
二　労働組合の名称　自治労いわき市立病院職員労働組合
三　労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
いわき市医療センター	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、感染管理室長、病理診断センター長、医療技術部長、医療情報管理部長、患者サポートセンター長、副診療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、情報システム管理室長、経営企画課長、総務課長、医事課長、施設管理課長、副看護部長、統括主幹、経営企画課長補佐、総務課長補佐、財政経営係長、企画広報係長、総務係長、人事給与係長、人材支援係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者
看護専門学校	校長、事務長、教務主任

四　認定年月日　令和七年六月二十四日

（審査調整課）

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあっせん員候補者は、次のとおりである。

令和七年七月四日

福島県労働委員会
会長　槇　　裕　康

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
槇　裕康	福島県労働委員会会長 弁護士		令和６年６月25日
吉田佳世子	福島県労働委員会会長代理 弁護士		同

北目　哲郎	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
中里　　真	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学行政政策学類准教授		令和７年６月24日
二瓶　優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		令和６年６月25日
井上　正克	福島県労働委員会労働者委員 ＵＡゼンセン福島県支部長	ＵＡゼンセン秋田県支部長	令和７年１月28日
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 連合福島参与	東芝照明プレシジョン労働組合中央執行委員	令和６年６月25日
大槻　光政	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部委員長	東北電力労働組合福島県本部組織局長	同
高原　英二	福島県労働委員会労働者委員 日ピス福島労働組合執行委員長		同
星　　里菜	福島県労働委員会労働者委員 ＵＡゼンセンダイユーエイトユニオン中央執行副委員長		同
石塚　治志	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者協会参与・労務相談室主幹		同
石川　格子	福島県労働委員会使用者委員 東陽電気工事株式会社代表取締役社長		令和７年１月28日
石山　純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社アゴラ専務取締役	令和６年６月25日
板橋　正治	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長	福島県経営者協会連合会専務理事代行	同
船生　秀文	福島県労働委員会使用者委員 北都オーディオ株式会社代表取締役		同
長根由里子	福島県労働委員会事務局長	福島県商工労働部政策監	令和６年４月23日
大橋　雅人	福島県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	福島県東京事務所次長兼企画交流課長	令和７年４月22日
岡田　雅子	福島県労働委員会事務局審査調整課主幹兼副課長	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課総括主幹兼副課長	令和６年４月23日

（審査調整課）

発行者　福島県
印刷所　株式会社　第一印刷

【定価　１箇月 3,560円】

再生紙を使用しています。
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。